

姫路市における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認について

姫路市において発生しました高病原性鳥インフルエンザを疑う事例について、遺伝子検査等を行った結果、疑似患畜であることが確認されました。県では、国の指針に基づき、当該農場の飼養鶏の殺処分等、必要な防疫措置を開始することとしましたので、お知らせします。

なお、防疫措置を迅速かつ円滑に実施するため、本日、兵庫県鳥インフルエンザ対策本部会議を開催しました。

1 農場の概要

所在地：姫路市

飼養状況：採卵鶏農場（飼養羽数：約155,000羽）

2 経過

- (1) 11月16日(火)16時00分、当該農場から飼養鶏に異常が認められる旨、姫路家畜保健衛生所に通報
- (2) 同日17時40分、当該農場で簡易検査をしたところ陽性を確認
- (3) 17日(水)7時00分に家畜保健衛生所において遺伝子検査(PCR検査)の結果、陽性判明
- (4) 同日9時00分に高病原性鳥インフルエンザの「疑似患畜」と決定したため、直ちに処分開始
- (5) 今後、農研機構動物衛生研究部門において遺伝子型を解析予定

3 県の初動対応

- (1) 「兵庫県鳥インフルエンザ対策連絡会議」並びに「兵庫県中播磨鳥インフルエンザ対策連絡会議」の開催（16日21時00分）
- (2) 「兵庫県鳥インフルエンザ対策本部」並びに「兵庫県鳥インフルエンザ対策姫路地方本部」の設置（17日7時00分自動設置）
- (3) 当該農場入口の通行遮断
- (4) 当該農場の飼養鶏の殺処分及び殺処分鶏の焼却、汚染物品の処理
- (5) 当該農場からの移動制限区域、搬出制限区域の設定

区 域	家さん農場数	飼養羽数
移動制限区域（半径3km以内）	1戸	19羽
搬出制限区域（半径10km以内）	25戸	787,493羽

- (6) 消毒ポイントの設置（4箇所調整中）

4 発生予防対策の徹底

- (1) 家きん飼養農場に対して、①異常家きん発生時の早期通報、②家きん舎のチェック等飼養管理、③消毒など、最大限の防疫対策の徹底

- (2) 飼養農家等からの防疫対策の相談、経営相談等の相談窓口を設置
 - ・中播磨県民センター 姫路農林水産振興事務所
 - 総合相談担当 TEL 079-281-9338
 - 開設日：11月17日（水）
 - 開設時間：月から金曜日（祝祭日除く）9時00分～17時00分

- (3) 各家畜保健所を通じて県内養家きん農場等に情報提供するとともに、関係団体（県養鶏協会、全農兵庫、配合飼料基金協会等）に情報提供